令和5年度「学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査」 の結果について

1 調査の概要

(1)調査目的

本調査は、神奈川県教育委員会が市町村立学校における体罰の実態を把握し、緊急事案に対して適切な対応を講ずることで、児童・生徒が安全かつ安心して学校生活を送ることができるようにするとともに、各学校で体罰の根絶に向けた取組みをさらに進めることを目的として実施するものです。

本市におきましては、本調査を活用して本市教職員の体罰に対する認識を 深め、体罰の根絶を図るために実施するものです。

- (2)調査主体 神奈川県教育委員会
- (3) 実施主体 藤沢市教育委員会
- (4)調査内容 令和5年度の学校生活全般における教職員等による体罰の状況等
 - A) 教職員向け調査
 - (ア)調査実施期間 令和5年12月20日(水)~令和6年1月17日(水)
 - (**1**) **調査対象期間** 令和5年4月1日(土)~令和6年1月17日(水)
 - (ウ)調査対象 全市立小・中・特別支援学校の校長・教頭・総括教諭・教諭・総括養護教諭・養護教諭・栄養教諭・臨時的任用職員・非常勤講師・外部指導者(部活動指導者、教員補助者等) 2,073 人
 - (エ)調査方法 教職員等は、教職員用解答用紙に記名の上で校長に提出
 - B) 児童生徒及び保護者向け調査
 - (ア)調査実施期間 令和6年1月24日(水)~令和6年2月7日(水)
 - (イ)調査対象期間 令和5年4月1日(金)~令和6年2月7日(水)
 - (ウ)調査対象 全市立小・中・特別支援学校児童生徒及び保護者

(在籍数 R6.1.4 現在)

小学校	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
小子仪	3,812	3,862	3,837	3, 855	3, 884	3, 894	23, 144
中学校	1年	2年	3年	_			
十子仪	3, 501	3, 609	3,630				10, 740
特別支援	小学部	中学部	高等部				
学 校	87	33	34				154
合 計	_	_	_	_	_	_	34, 038

※以後、調査集計の特別支援学校小学部は小学校、中学部・高等部は中学校に含んで集計した。

(エ)調査方法及び内容

学校を通して、保護者向け説明資料等(資料1)を配付。児童生徒及び保護者は、学校名、学年を原則として記入(無記名回答は可)し、パソコン・スマートフォン等から専用のURL又は二次元コードを使い回答するか、学校等に設置された調査用紙(資料2)を教育指導課に郵送する。

また、体罰以外にも不適切な指導(セクハラや不適切な言動など)があれば、回答する(市独自)。

(5)回答数

A) 教職員向け調査

(単位:件)

校 種	令和5年度	令和4年度
小 学 校	1	9
中学校	3	6
合 計	4	15

B) 児童生徒及び保護者向け調査

(単位:通)

	令和5年度		令和4年度		
校 種	回答数 (通)	記載あり	回答数 (通)	記載あり	
小 学 校	376	32	369	49	
中学校	84	16	83	16	
合 計	460	48	452	65	

「記載あり」のうち、学校調査依頼件数、および情報提供 (単位:件)

		令和5年度		令和4年度		
校	種	調査依頼(件)	情報提供	調査依頼(件)	情報提供	
小 学	校	15	17	23	26	
中学	校	9	4	5	11	
合	計	24	21	28	37	

- *同一教員の複数件数は1件としてカウントした。
- *1通に対して複数の教職員名がある場合や学校への訴え・意見等が混在 している場合は、その内容分、件数をカウントした。
- *「対象教職員の特定が難しいもの」「学校への訴え・意見等」は情報提供のみとした。

(6) 詳細調査方法

校長による該当教職員又は児童生徒への事実の確認と、教育委員会による 保護者への聞き取り

(7) 体罰に関する考え方

<懲戒と体罰の区別について>文部科学省 平成25年3月の通知

「実際に行った懲戒の行為が、体罰かどうか判断するに当たっては、当該児童・生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。この際、単に、懲戒行為をした教員等や、懲戒行為を受けた児童生徒・保護者の主観のみより判断するのではなく、諸条件を客観的に考慮して判断すべきである。」

2 調査結果について

調査の結果、県教育委員会に体罰として報告する事案が1件ありました。 その他、体罰につながる行き過ぎた指導の事案や、暴言や威圧的言動等の不 適切な指導の事案があり、以下のとおり対応しました。

(1) 教職員向け調査後の対応

(単位:件)

令和 5 年		令和 5 年度	Ė	令和4年度		
	小学校	中学校	計	小学校	中学校	計
市教育委員会による 指導※	1	2	3	4	3	7
校長による継続的な 指導	0	1	1	5	3	8
校長による注意				0	0	0
合 計	1	3	4	9	6	15
事実不明・事実なし	0	0	0	0	0	0

※令和5年度3件のうち、県教育委員会に体罰として報告する事案が1件ありました。

(2)児童生徒及び保護者向け調査についての調査後の対応

(単位:件)

①体罰につながる行き過ぎた指導(身体に対する侵害・肉体的苦痛を与えるもの) ②不適切な指導(暴言・威圧的態度・不必要な身体接触・無視や嫌がらせなど)

	令和5年度						
	小学	2校	中	学校	①計	②計	1)+2)
	1	2	1	2	Uff	⊘	1)+2)
市教育委員会による	0	0	0	0	0	0	0
指導	U	U	O	U	O	U	U
校長による継続的な	1	7	1	8	2	15	17
指導	1	1	1	0	4	19	17
合 計	1	7	1	8	2	15	17
		-	-			-	
事実不明・事実なし	3	4	0	0	3	4	7

	令和4年度				
	小学校	中学校	計		
市教育委員会による 指導	4	0	4		
校長による継続的な 指導	11	3	14		
校長による注意	4	1	5		
合 計	19	4	23		
事実不明・事実なし	4	1	5		

※令和4年度は、①体罰につながる行き過ぎた指導と、②不適切な指導を分類していないので合計した数字となっている。

※両表中の

「事実不明・事実なし」は、当該教職員に聞き取ったが不明、第三者からの 記載で当事者に確認したが誤解であった事案、記載者が匿名のためそれ以上の 調査が不可能であった事案など。

また、令和5年度に関しては、「校長による継続的な指導」と「校長による注意」を区別せず対応した。

3 保護者からの主な意見

- 先生の言葉使いには疑問があります。子どもたちに使ってほしくないような言葉を使って、怒鳴る、従わせる。子どもがのびのびと成長ができずに、萎縮しています。
- 子どもに注意をする際の言動が威圧的で、自分ではなくクラスメイトが注意を 受けていてもストレスを感じていました。
- 部活の顧問があきらかに指導の範囲を越えた叱責をしています。
- 必要以上のボディタッチは不快に感じますし、社会においても、教育上良くない行為だと感じます。

4 考察

令和5年度は、教職員向け調査では、前年度から小・中共に減少しました。児童生徒及び保護者向け調査では、調査を依頼した件数は、小は減少(R4:23 件→R5:15 件)しましたが、中は微増(R4:5 件→R5:9 件)となりました。この件数の対応結果の内訳としては、体罰に至らないものの依然として児童生徒を傷つける言動や威圧的な指導等の不適切な指導が小・中共に認められます。このことは不適切な指導に対する教職員の認識の甘さがあり、今後も人権感覚を磨き、良識ある社会人としての資質を矜持する教職員への意識改革に向けた継続的な取組が必要です。

保護者の意見にあるような教職員の言動や態度、児童生徒への注意や指導の仕方については、教職員と同時に社会人としての在り方も問われていると考えます。また、今年度も児童生徒個々の特性やおかれた状況等の理解に至らず、感情的に不適切な言葉を発し、高圧的な指導となったものも見受けられました。

児童生徒の誤った言動に、教職員が毅然と指導することは大切です。児童生徒が、その指導を自分事として受け止め、理解することができるのは、指導した教職員との間に信頼関係がある時です。教職員は、児童生徒一人ひとりに細やかに目を配るとともに、人権を尊重する意識をもって向き合い、児童生徒理解に努めることが重要となります。

中学校では部活動指導における不適切な指導、特に暴言に関する事案が複数あり、引き続き指導の在り方への改善が必要と思われます。

今後も学校は、体罰や不適切な指導等の根絶に向けた教職員の意識改革、及び 指導方法に視点をあてた研修等、継続的な取組を行うことで、児童生徒の人権を 大切にする信頼された学校を構築することが必要です。

5 今後の取組

教職員一人ひとりが教育現場から体罰や不適切な指導を一掃し、ゼロにしていくという意識を当たり前に持つよう、令和4年3月に改定した「藤沢市教職員人材育成基本方針」を基に、管理職研修をはじめ、経験者研修や各担当者会、指導主事による学校訪問及び各学校におけるOJTや事故防止会議等あらゆる機会を通じ、人権感覚を磨く実践的な取組を具体的に推進していきます。そして、保護者や地域からの信頼を得るために、引き続き体罰を許さない環境づくりに努め、安全・安心な学校づくりを目指していきます。

(1) 体罰を認めない学校の環境づくり

校長のリーダーシップのもと、「体罰や不適切な指導は許さない、絶対にしない」という体罰根絶に向けて、教職員が常に学び合い、授業や部活動等における指導についての悩みを語り合い、適切な指導について協議をするなど、一人ひとりが主体的に取組み、指導力を向上させるためのOJTの充実を図ります。

また、様々な特性のある児童生徒に対する理解や多様な背景をもつ児童生徒の指導の在り方など、適切な支援や指導の方法について組織として指導方針や指導内容を明確にして対応すること等、指導体制を確立し、体罰を認めない学校環境づくりを推進します。

(2) 教職員の指導力を向上させる教育委員会による研修や担当者会の充実

教師が自身の教育活動を振り返られるよう、各年次経験者研修や各種担当者会等において、人権について学ぶ機会を設け人権感覚を磨き、文部科学省の「生徒指導提要」、県の「体罰防止ガイドライン」及び「児童・生徒指導ハンドブック(小・中学校版)」等の資料を活用し、体罰についての法的知識、体罰が起きる背景等の知識を深めるとともに、児童生徒指導の意義や方法、支援教育の視点に基づく指導方法や教職員の意識改革に努めていきます。

また、教育文化センターによる新規臨時的任用職員、学務保健課による臨時的 任用職員や非常勤講師対象による研修において、体罰や不適切な指導は絶対許 されないということを学ぶ研修を実施します。

(3) 部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶への取組

体罰や不適切な指導が発生している現状を教職員に自分事として受け止めさせ、強い危機感を持ち、部活動指導における体罰及び不適切な指導の根絶に向け、顧問を主とした教職員の意識向上を図るため、県の「体罰防止ガイドライン、(別冊) 校内研修ツール(平成25年7月)」及び「部活動指導ハンドブック(令和2年5月)」、さらに藤沢市教育委員会が2019年3月に策定した「藤沢市の部活動の在り方に関する方針」の中の『2 合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組みの項、(1) 適切な指導の実施』を基に、生徒の人権を尊重した部活動指導等を学習させ、生徒の人権に配慮した適切な指導を行うことを徹底させていきます。

また、部活動の市中体連や各専門部会においては、「一人ひとりを認め尊重する指導」についての講話や研修を実施していきます。

2024年 (令和6年) 1月23日(火)

保護者の皆様へ

あじさわしきょういくいいんかい藤沢市教育委員会

れいわ ねんど がっこうせいかつぜんぱん たいばつ じったいはあく かん ちょうさ ねが 令和5年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査のお願い

本市教育委員会では、学校における体罰の実態を把握し、体罰の根絶に向けた取組を進めるため、神ながわけんきょういくいいんかい いらい はんちょう さ とりくみ すす めるため、神奈川県教育委員会の依頼により、本調査を実施します。調査の実施について、ご理解、ご協力をお願いいたします。

児童生徒のみなさんは、体罰を受けたり、見たことがある場合には、次の回答方法により、 かとうまでは、次の回答方法により、 かいとう ほうしてください。お子様本人で入力することが難しい場合には、保護者の方と一緒に回答してもかまいません。また、保護者の皆様も、体罰について市教育委員会に伝えたいことがありましたら、同様の回答方法でご意見をお寄せください。

かいとうないよう かいとう こじんじょうほう 回答内容や回答された個人情報については、調査の目的以外では利用しません。なお、適切な たいおう こう かんりしょく じょうほう きょうゆう 対応を講ずるために学校の管理職と情報を共有させていただきます。

また、実際にあった体罰にしっかりと対応するため、お話をお聞きするなど、ご協力をお願いすることがあります。

【回答方法】

令和5年4月1日からこれまでの学校生活での出来事について、パソコン、スマートフォンなどのインターネットに接続可能な機器から、次に記載したURL又は二次元コードを使って回答することができます。 (教育委員会への直通となっております。)

また、学校には、「回答用紙」付きの返信用封筒を【 】に設置しております。 それを使って郵送で回答することもできますが、どちらか一つの方法で回答してください。

回答期限は、令和6年2月7日(水)までとなります。期日を過ぎた事案は、教育指導課まで ご相談ください。

なお、体罰を受けたり、見たりしたことがない場合は、回答する必要はありません。

https://forms.gle/trdHrBbZ8yU37msV9



現在、体罰を受け困っている皆さんは、ひとりで悩まず保護者の方に相談をしましょう。 保護者の皆様は、ぜひ学校の管理職の先生にご相談ください。

(裏面に続く)

- ※ どのような行為を「体罰」とするかについては、文部科学省から次のように崇されています。「学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例」抜粋
 - (1) 体罰 (通常、体罰と判断されると 考えられる行為)
 - 身体に対する侵害を内容とするもの
 - ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
 - ・ 帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
 - ・ 立ち髪きの多い生徒を叱ったが聞かず、蓆につかないため、類をつねって蓆につかせる。
 - ・ 生徒指導にだじず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の質を平手で叩く。
 - ・ 豁後の時間、ふざけていた生徒に対し、首鎮で謹厳したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
 - ・ 部活動離問の指示に従わず、ユニフォームの許づけが常学がかであったため、当該生徒の類 を敬着する。
 - 被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの
 - ・ 放譲後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
 - ・ 別室指導のため、 に動きでは、 に関する という では、 できない。
 - ・ 宿題をだれた児童に対して、教室の後号で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴え たが、そのままの姿勢を保持させた。
 - (2) 認められる懲戒(通常、懲戒権の範囲内と判断されると。考えられる行為)(ただし、 肉体的苦痛を伴わないものに限る。)
 - 放課後等に教室に残留させる。
 - ・ 授業中、教室内に起立させる。
 - ・学習課題や清掃活動を課す。
- 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。
- (3) **正当な行為**(通常、正当防衛、正当行為と判断されると*考えられる行為)
 - 〇 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした 有形力の行使
 - ・児童が教賞の指導に反抗して教賞の定を蹴ったため、児童の背後に首り体をきつく押さえる。
 - 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、首前の危険を回避 するためにやむを得ずした有形力の行使
 - ・ 休み時間に飼でで、他の児童を押さえつけて愛るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
 - ・ 試合中に相手のチームの選手とトラブルになり、酸りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。
- **問い合わせ先** 保護者等の相談も受け付けています。
 - るじさわしきょういくいいんかい きょういくしどう か れんらくさき ◇藤沢市教育委員会 教育指導課 連絡先 (0466)50-3559 (直通) 〒251-8601 藤沢市朝日町1-1

令和5年12月20日

教職員のみなさんへ

いるものは除きます。

(

神奈川県教育委員会

氏 名

令和5年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査について

この調査は、公立学校における教職員などによる体罰の防止に向けた取組みを進めることを目的に実施します。学校における体罰を根絶するために、実態を明らかにし、再発防止に資するという趣旨を理解の上、協力をお願いします。

1 あなたは、今年度(令和5年4月から現在まで)、学校内の指導全般において、児童・生徒に対して体罰、あるいは児童・生徒から体罰ではないかと受け止められる行為をしたことがありますか。ただし、既に体罰による懲戒処分等を教育委員会から受けて

はい · いいえ) →→→ 「はい」の場合は2~

本調査用紙は、令和6年1月 日()までに、校長に直接提出してください。

2 自	内に記入してく	えた場合 は、どのような行為であったかを、次の表の項目に沿って具体 ださい。 合はその全てを記入してください。
	いっ	
	どこで	
	誰に	
	どのような 行為を行った	

	以外の教職員等 ないかと受け止					っるいは児童・生徒から体罰では
	(はい		いいえ)	$\rightarrow \rightarrow \rightarrow$	「はい」の場合は4~
4	「 はい」と答 的に記入してく <u>複数回ある場</u>	ださい。				いを、次の表の項目に沿って具体
	いっ					
	どこで					
	誰が					
	誰に					
	どのような 行為を行った					

3 あなたは、今年度(令和5年4月から現在まで)、学校内の指導全般において、自分

令和	6	任	1	日	Н
TJ /\[\]	O	+	1	Н	

教育指導課長	教育	指導調	長
--------	----	-----	---

	学校
校長	

令和5年度 学校生活全般における体罰の実態把握に関する調査報告書

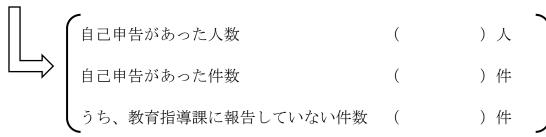
以下の通り報告します。

1 本調査を実施した職員数



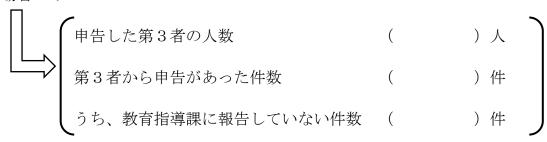
- *調査対象職員は、別紙実施要項(抜粋)をご確認ください。
- 2 令和5年度職員調査において、自己申告が (あった ・ なかった) *該当する方に○をつけてください。

*あった場合のみ



3 令和5年度職員調査において、第3者の申告が (あった ・ なかった) *該当する方に○をつけてください。

*あった場合のみ



【 重 要 】 報告していないものが判明した場合、本調査報告書の提出と合わせて速やか に学校担当指導主事までご連絡いただくとともに、事故報告書(教育指導課 様式F-1)を作成ください。

【提出〆切】 2024 (令和6) 年1月17日 (水) 本職あて紙媒体にて提出